**研修制度等の実施にかかる不正受給の際の取り扱い承諾書**

人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース／目標達成助成）（以下「助成金」という。）の支給にかかる審査に必要な事項についての確認を、都道府県労働局又は公共職業安定所（以下「労働局等」という。）が行う場合には協力することを承諾します。

また、本助成金を受給するために支給申請事業主等（以下「申請事業主等）という。）が、2019年４月１日以降に、労働局等へ認定申請をした雇用管理制度整備計画のうち、研修制度及びメンター制度（以下「研修等（※１）」という。）の導入・実施にあたり、本助成金の申請事業主等が偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成を受けた場合であって、下記の研修等実施者（又は法人等）が不正受給に関与していた場合（偽りその他不正の行為の指示やその事実を知りながら黙認していた場合を含む。）は、①申請事業主等が負担すべき一切の債務について、申請事業主等と連帯し、請求があった場合、直ちに請求金（※２）を弁済すべき義務を負うこと、②研修等実施者（又は法人等）の名称、所在地、代表者氏名及び不正の内容が公表されること、③本助成金が不支給となった日又は支給を取り消された日から起算して５年間（取り消された日から起算して５年を経過した場合であっても、請求金が納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、納付日まで）は、下記研修等実施者が行う訓練（※３）については、雇用安定助成金の支給対象とならないことについて承諾します。

※１　研修等には、メンター制度のうち、メンターに対して実施する民間団体等のメンター研修、メンター養成講座等のメンタリングに関する知識、スキル（コーチング、カウンセリング等）の習得を目的とする講習も含む。

※２　請求金は、偽りその他不正の行為による場合は、①不正受給により受け取った額、②不正受給の日の翌日から納付の日まで、年５％の割合で算定した延滞金、③不正受給により受け取った額の20％に相当する額の合計額。

※３　訓練とは、職業訓練、教育訓練など訓練名称の如何を問わず、広く研修等を含む。ただし、事業主等が職業紹介事業者に委託する訓練や被保険者が自発的に行う訓練などで、事業主等が訓練を行う者を選択する余地のない訓練を除く。

　　　労働局長　殿

　　　　年　　月　　日

　研修等実施者

　　名称

　　所在地

　　代表者氏名